

保医発0326第6号
平成24年3月26日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準
並びに入院基本料の算定方法について」等の一部改正について

標記について、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等が公布され平成24年4月1日より適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

記

別添1 「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306009号）の一部改正について

別添2 「特別の療養環境の提供に係る基準に関する届出について」（平成16年3月30日付保医発第0330013号）の一部改正について

「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306009号）の一部改正について

3の(3)を次のように改める。

(3) 治療食とは、腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓食、脂質異常症食、痛風食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食及び治療乳をいうが、胃潰瘍食については流動食を除くものである。また治療乳とは、いわゆる乳児栄養障害（離乳を終らない者の栄養障害）に対する直接調製する治療乳をいい、治療乳既製品（プレミルク等）を用いる場合及び添加含水炭素の選定使用等は含まない。

ここでは努めて一般的な名称を用いたが、各医療機関での呼称が異なっていてもその実質内容が告示したものと同等である場合は加算の対象となる。ただし、混乱を避けるため、できる限り告示の名称を用いることが望ましい。

「特別の療養環境の提供に係る基準に関する届出について」
(平成16年3月30日付保医発第0330013号) の一部改正について

1 別添の1の(5)を次のように改める。

(5) 「留意事項通知」第3の1の(3)の⑥における「医療法施行規則第19条第1項第1号及び第2号に定める医師及び歯科医師の員数を満たしていること」を確認する書類として、当該保険医療機関より勤務医の名簿等を添付させること。

2 別添の2の(3)を次のように改める。

(3) 「留意事項通知」第3の1の(3)の⑤における「算定告示別表第一医科診療報酬点数表第1章第2部第1節又は別表第二歯科診療報酬点数表第1章第2部第1節に規定する7対1入院基本料及び10対1入院基本料、療養病棟入院基本料並びに有床診療所入院基本料1（特別入院基本料を除く。）を算定する保険医療機関であること」の確認については、当該医療機関から届出されている「入院基本料等の施設基準に係る届出」により行うこと。

3 (別紙様式) を別紙のように改める。

(別紙)

(別紙様式)

〇〇発第 号

保険医療機関の
所在地及び名称

開設者名

平成〇〇年〇月〇〇日付けの申請については、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第三の二の（二）の規定に基づき、下記のとおり承認する。

平成〇〇年〇月〇〇日

地方厚生（支）局長

記

特別の療養環境の提供に係る病床
許可病床数（〇〇床）の〇割〇分（〇〇床）

(参考)

「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」（平成18年3月23日保医発第0323003号・抜粋）

3 特別食加算

- (3) 治療食とは、腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓食、脂質異常症食、痛風食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食及び治療乳をいうが、胃潰瘍食については流動食を除くものである。また治療乳とは、いわゆる乳児栄養障害症（離乳を終らない者の栄養障害症）に対する酸乳、バター、穀粉乳のように直接調製する治療乳をいい、治療乳既製品（プレミルク等）を用いる場合及び添加含水炭素の選定使用等は含まない。ここでは努めて一般的な名称を用いたが、各医療機関での呼称が異なっていてもその実質内容が告示したものと同等である場合は加算の対象となる。ただし、混乱を避けるため、できる限り告示の名称を用いることが望ましい。

特別の療養環境の提供に係る基準に関する届出について

（平成16年3月30日付保医発第0330013号・抜粋）

1. 承認に要する添付書類

- (5) 「留意事項通知」第3の1の(3)の⑥における「医療法施行規則第19条第1項第1号及び第2号に定める医師及び歯科医師の員数を満たしていること」を確認する書類として、当該保険医療機関より勤務医の名簿等を添付させること。

2. 承認における留意事項

- (3) 「留意事項通知」第3の1の(3)の⑤における「算定告示別表第一医科診療報酬点数表第1章第2部第1節又は別表第二歯科診療報酬点数表第1章第2部第1節に規定する7対1入院基本料、~~準7対1入院基本料~~及び10対1入院基本料、療養病棟入院基本料並びに有床診療所入院基本料1（特別入院基本料を除く。）を算定する保険医療機関であること」の確認については、当該医療機関から届出されている「入院基本料等の施設基準に係る届出」により行うこと。

(別紙様式)

〇〇発第 号

保険医療機関の
所在地及び名称

開設者名

平成〇〇年〇月〇〇日付けの申請については、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第三の二の（二）の規定に基づき、下記のとおり承認する。

平成〇〇年〇月〇〇日

地方厚生（支）局長 〇〇社会保険事務

局長

記

特別の療養環境の提供に係る病床
許可病床数（〇〇床）の〇割〇分（〇〇床）